生活保護法等指定介護機関再開届書

生活保護法第５４条の２第５項において準用する同法第５０条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、中国残留邦人等支援法第５４条の２第５項において準用する同法第５０条の２ならびに生活保護法第５４条の２第５項において準用する同法第５０条の２。）に基づき次のとおり再開します。

・介護保険事業者番号
・不明の場合は、生活保護法等指定通知書に記載の整理番号

指定介護機関等	番　　号	1234567890
	名 称 （氏名）	アイリスデーサービスセンター
	所在地（住所）	〒444－4321 一宮市一宮1丁目1番1号
休　止　年　月　日		平成31年　4月　1日
再　開　年　月　日		令和　3年　6月　1日
再開の理由	建物の修繕が完了したため。	

令和3年　6月　1日

（あて先）一　宮　市　長

申請者が法人の場合は、事務所の所在地及び法人名とその代表者の職・氏名を記入

申請者
代表取
〒444－4321
住 所 一宮市一宮1丁目1番1号
氏 名 株式会社アイリス
代表取締役　愛知　太郎